

# 米国同時多発テロ事件と国際協力のあり方を考える

■新しい戦争？ いや、あくまでもテロリズム犯罪である！

去る九月十一日に米国で発生した同時多発テロ事件は、約六千人の罪のない市民を巻き込んだ卑劣な犯罪行為でありました。同時にこれまで安全と繁栄を創造してきた、近代国民国家システムへの挑戦でもありました。

ブッシュ米大統領は今回の事件を、「新しい戦争」とし、国際社会に対しアメリカとの協調行動を強く要請しました。ソ連のような国にアメリカが打撃をうけるのならまだしも、アルカイダという国家でもない単なる狂信グループによって、国家が大打撃をうけたという点で「新しい」ということを強調したかったのでしょうが、国際法上の「戦争」はあくまで国家間の武力紛争のことを指し、一旦は国家としてお互いにとめあつた国同士が武力による紛争解決を図ろうとするものを戦争とよぶのです。タリバンについては、その正統性についてアメリカなど多くの国は承認していませんし、ましてアルカイダは、単なる非合法テロ組織でありますから、規模が余りにも大きかった犯罪行為であることは間違いありませんが、あくまで、戦争ではありません。パウエル国務長官は、このあたりの問題については十分認識してことにあつたておられるようですが、いざいざ言葉を使用したことによって犯罪行為と国際紛争を混同させ、その後の事態への対応に混乱を生じさせる原因を作った感があります。

日本を含めた国際社会の初期対応も、あまりにも「戦争」という

言葉に躍らされすぎました。事件解決への正しい入口は国際的な警察活動の強化であるべきでした。

今回のケースでは事件の首謀者である可能性の高いウサマ・ビンラディン及びその支援組織であるアルカイダ逮捕のための捜査活動や、第2段、第3段として計画・実行される犯罪行為であるテロの防止・抑止を目的とする警備活動・治安活動の充実が、まず検討されるべき最優先課題であつたと思います。

その役割を第一義的に担っているのは、警察と海上保安庁です。自衛隊法は、第三条で「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することとを主たる任務とし必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」となつていふことから明らかなように、その任務は、国の防衛が主であります。

一方、海上保安庁法では、海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上の安全及び治安の維持を図ることを任務としておりますし、警察法で、警察は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、公共の安全と秩序の維持をその責務とするになつています。海上保安庁や警察は、その活動領域は、国内だろうと皆さんお思いかもしれませんが、法律で、国際捜査共助や国際緊急援助活動が謳われており、その活動は、国内に限定されたものではありませんから、警察や海上保安庁が今回の件の対応でも、まずは、その役割を検討されるべきであります。

では、自衛隊は、国の防衛以外に全く役割はないかというところで、自衛隊も、防衛出動以外に、治安出動、要請による治安出動、海上における警備行動、災害派遣(地震、原子力含む)、などを行うこととなつています。ただ、治安出動などの場合が典型ですが、一般の警察力をもつては、治安を維持するこ

とができないと認めらる場合とか、海上における人命・財産の保護または治安の維持のための特別の必要がある場合といったように、警察・海上保安庁の能力では対応しきれない場合には、自衛隊を活用するとの理解が日本の法体系のなかでは確立しています。

また、自衛隊法では、国賓の輸送・在外邦人等の輸送、国際緊急援助活動、国際平和協力業務などについては、警察・海上保安庁などと並んでその有する能力・人材を活用して活動を行うこととなつています。

こうしたことから総合的に考え、今回のテロ問題に対して、どのような対応をとるべきだったかという点、昭和五十五年に成立した国際捜査協力法に格上げして、警察と海上保安庁が積極的に国際犯罪捜査活動を協力して行えるようにする。そして、昭和六十二年に成立した国際緊急援助隊の派遣に関する法律平成四年に成立した国際平和維持活動協力法などを参考にしながら、国際テロ防止・根絶活動協力法とか、国際治安・安全確保協力法といったものを作り、海上保安庁、警察、自衛隊がそれぞれに役割を担うということにすべきだつたと思います。

警察や海上保安庁の役割を吟味した上で、自衛隊の役割論を検討すべきだつたにもかかわらず、その点を飛ばして、まず、自衛隊派遣ありきで議論が進行していった点は、問題だつたと思つてしまいます。結局、最初に戦争だと言つてしまったことに原因があるのです。すなわち、本当は、あくまで自衛隊の主任務である防衛行動の延長線ではなく、自衛隊が事実上有しているいろいろな能力をかんがみたときに、自衛隊がその能力を活用するのにはふさわしい業務があり、それを自衛隊の任務に從たる業務として非軍事的なテロ防止・根絶のた

めの国際協力活動を追加するのだという認識と理解のもとで法案作成・審議がおこなわれるべきでしたが、最初に戦争だということになつてしまったので、与野党、メディア、学者いづれもが誤解にもとづいた議論に終始してしまつたのです。

また、戦争II防衛論で議論が始めてしまつたので、安保条約を結んでいる米国に限定した法律になつてしまいました。

これも、本当はおかしくて日米安保条約は、極東有事に限定されているので、今回の行動の根拠にはなりません。今回の行動はあくまで国際協調主義からの行動でありますから当然に、アメリカ以外の国に対する協力も可能であるべきです。現に、インドでは、カシミール地方、及び国会議事堂で九月十一日以降もテロがおこつていふのですから。

■自衛隊派遣まずありきの湾岸トラウマからの脱却を！

ではなぜ、このようにバランスを失った法律が成立してしまつたのでしょうか？

一言でいえば湾岸トラウマです。湾岸戦争において日本政府は増税までをも決行して、実に一三〇億ドルもの、巨額の資金貢献を行ないました。

しかし、その結果たるや誠に残念なもので、「小切手外交」なる不名誉な名前を頂き、国際社会からは非難され、クエートが戦争終結後に新聞に掲載した感謝広告の中にも日本の名前はありませんでした。

このことが、日本人、特に与野政治家の心に残したトラウマは大きいようです。「テロ対策特別措置法案」をめぐる議論においても、まず自衛隊派遣ありき、という政府側の姿勢は顕著な